

公益財団法人柔道整復研修試験財団
福島 統 殿

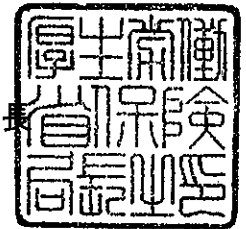
公財柔研発第359号平成30年3月19日付で申請のあった公益財団法人柔道整復研修試験財団を、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日付保発0116第2号保険局長通知）の別紙2の別添「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施機関の登録について」の5の規定により、登録研修機関として下記のとおり登録する。

なお、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日付保発0116第2号保険局長通知）の別紙2「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」を遵守すること。

また、これに適合しなくなった場合には、登録を取り消すこともあるので注意されたい。

平成30年3月27日

厚生労働省保険局長



記

一 登録番号

1

二 登録研修機関の名称及び主たる事務所の所在地

名 称：公益財団法人 柔道整復研修試験財団

所在地：東京都港区西新橋1-11-4 日土地西新橋ビル6階

三 研修の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称：公益財団法人 柔道整復研修試験財団

所在地：東京都港区西新橋1-11-4 日土地西新橋ビル6階

四 登録の年月日（研修の業務を開始する年月日）

平成30年4月1日

五 登録期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間